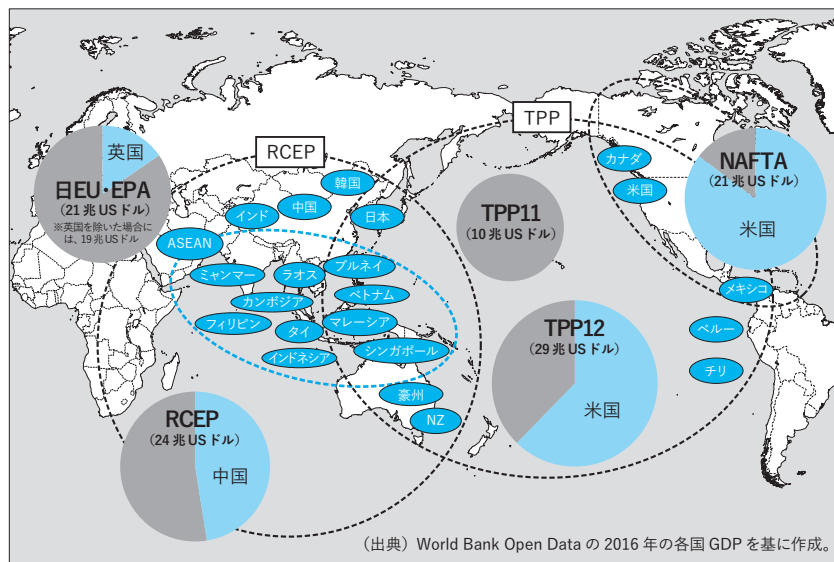


3. メガEPAのインパクト

メガEPAは、経済規模が大きく、グローバル・バリューチェーンとの相互作用により域内貿易を活性化させると考えられます。図2-6で、メガEPAと呼称されるTPP11、日EU・EPA及びRCEPの規模が伺えます。TPP11は、2018年12月30日に発効しました。署名した11カ国で、世界のGDPの約13%、貿易額の約15%を占めます。メキシコ、日本、シンガポール、NZ、カナダ、豪州の6カ国でスタートし、ベトナムに対しては、翌年1月14日に発効しました。一方、日EU・EPAは、2019年2月1日に発効し、EU加盟の28カ国に我が国を加えた規模は、世界のGDPの3割弱、貿易額の4割弱となります（図2-7参照）。2019年7月1日現在でBREXIT交渉がどのように決着するか不明ですが、結果次第では、移行期間終了まで英国産品に日EU・EPA特恵税率が適用される可能性が残されています。

図2-6：主要なEPA・FTA交渉参加国のGDP構成

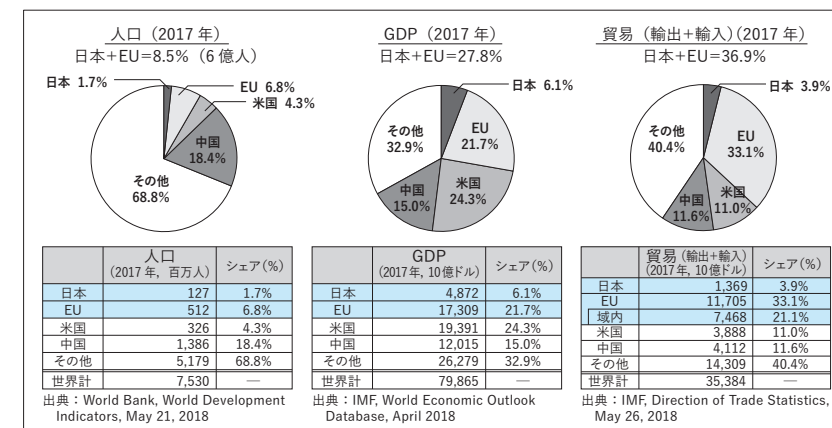


（出典：関税・外国為替等審議会 関税分科会 配布資料（2017年11月29日））

TPP11、日EU・EPAともに、バリューチェーン構築に最適な法的基盤を提供し、幅広い分野において質の高い21世紀の経済ルールのモデルを構築

すると見込まれます。また、我が国の一般特恵制度（GSP）の受益国として、中国、タイ、メキシコ、マレーシア及びブラジルの5カ国が2019年4月1日からGSP特恵税率の適用対象から除外されています。未だEPAを締結していない中国及びブラジルはバリューチェーンの重要な拠点となっていることから、これらの国との貿易関係が、関税上の便益のみならず、先進的なEPAによってより貿易促進的な規律に従うことになれば、我が国の事業者にとって望ましいことと思われます。

図2-7：日・EU・米国・中国の人口、GDP及び貿易額比較



（出典：外務省経済局、2018年7月）

4. メガEPAがグローバル・バリューチェーンにおいて果たす役割

特恵関税制度において現在の原産地規則の原型を見せているのは、1963年のヤウンデ協定、1971年の一般特恵制度（GSP）でしょうか。1980年代に特恵関税制度について書かれた教科書的な文献は、概ね以下のような内容でした。

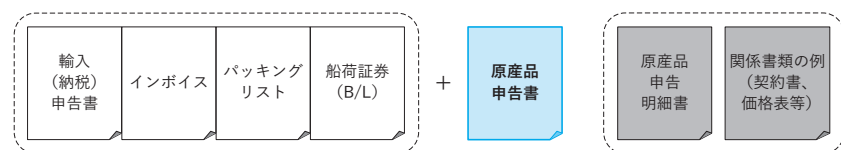
- (i) 「貿易転換効果」によって、輸入に際しては特恵制度の枠外に置かれた国から特恵制度の加盟国・受益国への転換が起こる。また、関税撤廃・削減を利用しようとして特恵輸出の増加につながるという「貿易創出効果」が生じる。

日 EU・EPA においてはその旨申告書に記載する取扱いとなります。詳しくは 260 頁を参照してください。

(2) 日本での輸入申告の方法

TPP11 及び日 EU・EPA の締約国から我が国に輸入する貨物に対し、EPA 特惠税率の適用を求める場合、通常の輸入申告書類（輸入（納税）申告書、インボイス等）に加え、原則として原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類（原産品申告明細書及び当該明細書に記載された説明内容を確認できる書類（例えば、契約書、価格表、総部品表、製造工程表等）（以下「明細書等」という。）の提出が必要となります。

図 9-1：輸入申告時に提出が必要な書類の例示



（出典：東京税関総括原産地調査官）

ただし、次のような場合は、明細書等の提出を省略することができます。

イ、文書による事前教示を取得しているときであって、輸入（納税）申告書に取得した事前教示登録番号を記載している場合

ロ、締約国内で完全に得られる又は生産される一次産品（例えば、農産品、鉱物等）であって、インボイス等の通関関係書類によって、完全に得られた又は生産された産品であることが確認できる場合²

（注）明細書等の添付を省略する場合には、輸入（納税）申告書の添付書類欄又は NACCS 申告の記事欄に「EPA WO」と記載してください。

ハ、課税価格の総額が 20 万円以下の場合（原産品申告書の提出も省略可能）

なお、原産品申告書の作成者は、輸入貨物について協定上の原産品であることに関する情報を保有していることが前提であり、税関の求めに応じ、その原産性を説明できることが必要となります。これは、原則的な取扱いを行

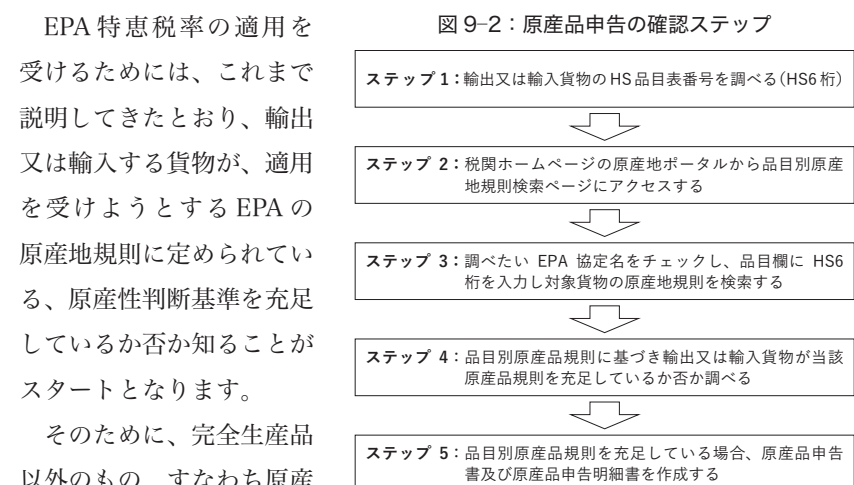
² 例えば、インボイス、パッキングリストその他の書類に記載された製造者名、国名、商標等の表示、原産地の表示（Made in XXXX 等）等を総合的に勘案し確認できる場合

う場合に限らず、上記の明細書等を省略できる場合（上記イ及びロ）及び原産品申告書及び明細書等の提出を省略できる場合（上記ハ）でも同様です。

したがって、原産品申告書作成者は、たとえ明細書等の提出が省略される場合であっても、原産品として協定に定める基準を満たす情報を保有し、輸入国税関から要請があった場合、説明する必要があります。輸入国税関の求めに応じ、原産性に関する証明が行えない場合、EPA 特惠税率の適用が否認される場合がありますので注意する必要があります。

2. 原産品申告の確認ステップ

図 9-2：原産品申告の確認ステップ



EPA 特惠税率の適用を受けるためには、これまで説明してきたとおり、輸出又は輸入する貨物が、適用を受けようとする EPA の原産地規則に定められている、原産性判断基準を充足しているか否か知ることがスタートとなります。

そのために、完全生産品以外のもの、すなわち原産材料のみから生産される産品、及び実質的変更基準を満たす産品か否かについては、上図 9-2 の 5 つのステップで確認することにより、簡潔に間違いなく行うことができます。

(1) ステップ 1：商品の HS 番号の確認

EPA 特惠税率の対象となる貨物か否か知するためには、各商品に適用される原産地規則が、品目別原産地規則にどのように記載されているかを知る必要があります。そのため、最初に、輸出又は輸入する対象貨物の HS 品目表の番号（6 桁）を知ることが必要です。

輸入貨物の場合、関税法第 7 条第 3 項に規定する事前教示制度³を利用することにより、正確な関税率表番号（最初の 6 桁までは HS 品目表番号）